

## 固定資産税の 納税通知書を発送します

令和8年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、4月7日(火)に発送予定です。納税通知書が届いたら、課税明細書に記載されている固定資産(土地・家屋)の内容を確認してください。

### ▶注意事項

○賦課期日である令和8年1月1日現在で所有している固定資産(土地・家屋)がすべて記載されているか

○賦課期日である令和8年1月1日現在の土地の地目や家屋の種類が記載されているか

○令和7年12月31日以前に取り壊した家屋や、所有者を変更した資産が含まれていないか

○(住宅やアパートの敷地として使用している土地の場合)住宅用地の特例適用表示がされているか

なお、誤って他人宛ての納税通知書が配達されたり、それを誤って開封してしまった場合には、最寄りの郵便局へご連絡をお願いします。

### ▶納期限

第1期	4月30日(木)
第2期	7月31日(金)
第3期	12月25日(金)
第4期	令和9年3月1日(月)

※口座振替の場合の振替日は、各納期限日になります。それまでに預貯金残高の確認をお願いします。

### ■納税通知書などの様式が変わります

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、納税通知書および税証明は、令和8年度から国が定める標準様式に変わります。あらかじめご了承ください。

### ■固定資産の縦覧ができます

固定資産税・都市計画税の納税者の方は、固定資産税課税台帳に登録された土地や家屋などを縦覧帳簿で縦覧でき、皆さん

が所有する土地や家屋の価格と、ほかの土地や家屋の価格を比較できます。

▶縦覧期間：4月1日(水)～30日(木)

(土・日・祝日を除く)

▶縦覧場所：伊奈庁舎2階 税務課

▶縦覧できる方：固定資産税の納税者

▶縦覧帳簿の記載事項

○土地価格等縦覧帳簿：所在、地番、地目、地積、価格

○家屋価格等縦覧帳簿：所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

▶持ち物：納税者本人であることを確認できるもの(マイナンバーカードや運転免許証など)

☎ 伊奈庁舎税務課 (内線 2301～2304)

## 国民健康保険税の 税率などを改定します

本市の国民健康保険の財政運営は、支払準備基金を取り崩し、不足額を補填している状況にあります。また、近い将来、保険料水準の統一(県内税率などの統一)が見込まれていますが、県が示す標準保険料率と本市の税率などには乖離があるため、今後の保険料水準の統一に向けて、加入者の皆さんの急激な負担増とならないよう、数年間をかけて段階的に税率などを見直します。また、令和8年度から始まる「子ども・子育て支援制度」に伴い、子ども・子育て支援金が新たに加算されます。なお、18歳未満の方の均等割は全額軽減します。

加入者の皆さんの保険税が大切な財源になります。将来にわたり安定した国民健康保険の運営ができるよう、ご理解とご協力をお願いします。

### ■改定税率など(改正前→改正後)

○医療保険分

▶所得割：5.9%→**6.0%**

▶均等割：2万5,700円→**2万9,600円**

○後期高齢者支援金分

▶所得割：2.1%→**2.4%**

▶均等割：1万4,300円→**1万5,100円**

○介護保険分(40～65歳未満の方)

▶所得割：1.5%→**1.8%**

▶均等割：1万4,700円→**1万5,600円**

○子ども・子育て支援金分

▶所得割：**0.2%**(令和8年度開始)

▶均等割：**900円**(令和8年度開始)

☎ 伊奈庁舎国保年金課(内線 4404,4410)

## し尿のくみ取り料金が 自由化されます

4月1日(水)からし尿のくみ取り料金が自由化されます。くみ取りを依頼する際は、許可業者にご確認ください。ご理解とご協力をお願いします。

### ▶許可業者

○(株)シナクリン ☎0297-48-2336

○関東商事(株) ☎029-836-3007

☎ 常総衛生組合 ☎0297-52-3038

## 「子どもを守る110番の家」 ボランティアにご協力ください

「子どもを守る110番の家」とは、子どもが身の危険を感じたときに、助けを求めて逃げ込むことができる家庭や事業所などのことで、子どもを保護して警察などへ通報するボランティア活動です。犯罪などを防止し、子どもたちが安心して通学することができるように、地域ぐるみで子どもを守る活動にご協力をお願いします。



この活動にご協力していただける方は、お近くの小学校または下記問い合わせ先までご連絡ください。

☎ 教育委員会教育棟学校総務課(内線 7104)

お知らせ

募集

手続き・申請

相談

イベント